

第106号議案

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立大学短期大学部(以下「大学」という。)の入学検定料及び入学料に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学検定料及び入学料の納付)

第2条 大学の入学検定を受けようとする者は入学検定料を、大学に入学しようとする者は入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学検定料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

(入学検定料及び入学料の納付時期)

第3条 入学検定料は入学願書を提出するときに、入学料は知事が定める期間内に納付しなければならない。

(入学検定料及び入学料の減免)

第4条 被災、行方不明、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合は、知事が別に定めるところにより、入学検定料及び入学料を減免することができる。

(入学検定料及び入学料の不還付)

第5条 既に納付した入学検定料及び入学料は、還付しない。ただし、前条の規定により入学検定料及び入学料の減免を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、入学検定料及び入学料に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に

において第2条第1項の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった入学検定料及び入学料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区 分	一般学生	科目等履修生	特別聴講学生	研究生	
入 学 検 定 料	18,000円	9,800円	9,800円	9,800円	
入 学 料	県内者	112,800円	11,300円	11,300円	33,800円
	県外者	169,200円	16,900円	16,900円	50,700円

備考 「県内者」とは次のいずれかに該当する者をいい、「県外者」とは県内者以外の者をいう。

ア 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する者

イ 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する配偶者又は2親等内の親族を有する者

ウ ア又はイに掲げる者に準ずると知事が認めたる者